

生活保護基準引き下げを違法とする判決を求める要請書

【要請趣旨】

厚生労働省は、2013年8月から3年間で生活保護基準を平均6.5%、最大10%も引き下げました。生活保護利用者の96%の世帯に及ぶ前例のないものであり、その額は670億円にもものぼります。

基準を引き下げられた生活保護利用者は、「亡くなった兄に線香をあげるために、1ヶ月食事を納豆だけにして電車賃をためた」「病院と買い物以外は外出しなくなった」「将来が不安で睡眠薬を飲まないで眠れなくなった」など、健康悪化や社会からの孤立を恐れながら毎日を過ごしています。これからの生活を考えたときに、「生きていくのが辛い」と思いつめるほど、心も体も追い込まれ、もう限界です。

生活保護法第1条では、憲法25条に規定する理念に基づく最低限度の生活保障を謳い、同法3条では、その最低限度の生活が健康で文化的な水準を維持することができるものでなければならぬとしています。「ただ食べられて、屋根がある家に住めればいい」というだけでは、「心」は死んでしまいます。

いま日本では6人に1人が貧困だと言われています。誰でも貧困に陥る可能性があるなか、大切なのは、どんな状況でも人間らしく生きられる最低限のセーフティーネットであり、ナショナルミニマムとしての役割を持つ生活保護制度の充実です。生活保護基準は、最低賃金や就学援助基準、住民税非課税基準、保険料や医療費の減免などの基準のもとになっており、その基準を引き下げるとは、国民全体の生活水準を引き下げることになります。

貴裁判所におかれましては、原告たちの生活実態と「こんな惨めな人生を送る人を私で最後にしてほしい」との切実な訴えに沿った人間らしい温かみのある判決をお願いいたします。

【要請項目】

生活保護基準の引き下げを違法とする判決を下していただくこと。

お名前	住所

※この署名は青森地裁に提出する以外に使用しません。

【取り扱い団体】 いのちのとりで裁判あおもりアクション

青森市長島2丁目10-17（青森県医労連内） TEL 017-718-1530